

Q 派遣労働者が負傷した場合の死傷病報告は

A

派遣労働者が被災した場合は、派遣元と派遣先双方が労働者死傷病報告書をそれぞれ所轄の監督署へ提出しなければなりません。

なお、派遣先の事業者は、労働者死傷病報告書を提出したときは、その写しを派遣元の事業者に送付しなければなりません。